

○田渕参事官 本日は、御多忙のところを御参集いただき、誠にありがとうございます。

内閣府知的財産戦略推進事務局参事官の田渕でございます。

会議に先立ち、本日のオンライン会議の進行について御説明します。

まず、会議中はノイズを防ぐため発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。マイクがミュートでない場合、事務局でミュート操作をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。

御発言を御希望の場合は、画面で手を挙げていただくとともに、「挙手」ボタンにてお知らせいただくようお願いいたします。

御発言される際にはマイクをミュート解除にさせていただき、発言が終わりましたらマイクを再度ミュートにし、「挙手」ボタンを解除していただくようお願いいたします。

傍聴の方々につきましては、カメラ及びマイクを切っておいていただきますようお願いいたします。切っていない方については、事務局で操作させていただきます。なお、画面上部の表示タブの「カメラオフの参加者を非表示にする」を押していただきますと、カメラオフの方が非表示になりますので、画面が見にくい場合等、適宜御活用ください。

続いて、本日の会議資料を確認致します。

それでは、ここから議事の進行を中村座長をお願いしたいと思います。

中村座長、お願いいたします。

○中村座長 それでは、ただいまから、第9回「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」を開催いたします。

本日は、御多忙のところを御参集いただき、誠にありがとうございます。

まずは「中間とりまとめ（案）」について、事務局から前回からの修正点を説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○田渕参事官 それでは、主な修正点・変更点について説明いたします。

表現の適正化を図った部分については説明を割愛させていただくところもあります。

まず表題ですけれども、「中間とりまとめ（案）」としております。現時点での課題の整理と検討の方向性をまとめたものであることを示すためのものがございます。

次に2ページ目、目次の一番下の64行目以降にこの取りまとめの位置づけを記載しております。「本とりまとめは、あくまで、有識者によるタスクフォースとして、現時点での課題及び考えられる検討の方向性等を整理したものである。今後、幅広い関係者の意見を丁寧に聴取の上で、政府としての方針が定められ、それに基づき、関係府省において具体的な検討が早急に進められることを期待する」という表記を入れております。

前半の環境変化部分につきましては大きな変更点はございません。

8ページ目の(3)のすぐ下の「プロシューマーの大量参入」はもともと「コンテンツ制作者のプロシューマー化」という表記でしたけれども、委員の御指摘を踏まえて適正なものに修正したものでございます。

同じく1.の環境の変化の部分ですけれども、16ページ目に参りまして、443行目以降、このタスクフォースの取りまとめの2.の内容を要約している部分ですけれども、「権利処理に係る時間等の取引コスト低減の観点から」以降、「過去コンテンツやUGCなどをはじめとする、膨大で多種多様な著作物等の円滑で迅速な権利処理のニーズに対応した一元的な権利処理の促進のための仕組み」ということで、特に2.(1)で取り扱っております一元的な権利処理の対象をもう少し分かりやすく示したという趣旨の修文となっております。

次に、2.以降の具体的な施策部分です。

18ページですけれども、(1)の「一元的かつ円滑な権利処理の促進」の最初に「大量」という言葉を入れております。これも対象となるものをより明確に示しております。

次に、19ページ目に参りまして、500行目以降ですけれども、こちら委員の前の御指摘を踏まえまして、一元的な権利処理の対象の明確化を図るため、「以上のとおり、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴いコンテンツ流通の量的・質的な構造変化が顕著な現状においては、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物をはじめ、団体が管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等を網羅的に、円滑かつ迅速に、利用できるための一元的な権利処理の実現が課題となっているものであり、下記の検討の方向性に沿って対応を進めていくことが求められる」という文章にしております。

次に、(1)の一元的な権利処理の促進部分の検討の方向性を3つに分けまして、Aが「検討の視点」、Bが「各手法のイメージと委員の意見」、最後、Cが「課題に対応する選択肢にもとめられること」ということで、C、一番最後にもともと冒頭に記載していた内容の位置をずらしております。

「A 検討の視点」が19ページ以降になりますけれども、20ページ以降で4つの類型を①②③④という形でそれぞれ分けて記載しております。記載内容自体には前回から大きな変更はございませんけれども、幾つか脚注を追加しております。

20ページ「① 補償金付権利制限規定」の部分で脚注2を入れておりまして、こちらは、文化審議会著作権分科会の報告書において権利制限について3層の整理を行ったという記載を加えております。

また脚注3といたしまして、補償金付権利制限における補償金額については様々な決め方がある、文化庁長官が定めたり、権利者団体が利用者団体の意見を聞いて案を作成して文化庁長官が認可したり、当事者間の協議で定めるなど、様々な方式がある旨を追記しております。

続きまして、②の混合型の説明のところ21ページに脚注6を加えております。混合型

というのは、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化、本通常国会に法案提出予定でございますけれども、同時配信における中で導入が検討されているものでございまして、「放送に準じた高い公益性を有することを前提に、被アクセス困難者に係る権利制限が正当化されている」という内容となっております。「なお、補償金額は、当事者間の協議で定める」ということになっております。

「③ 拡大集中許諾制度」の脚注といたしまして、文化審議会著作権分科会での検討状況をこちらに記載しております。

さらに英国においても拡大集中許諾制度が導入された旨を追記しておりまして、併せて脚注も追記しております。

21ページの558行目のところに「管理委託していない権利者についても、利用条件について、管理委託している権利者と平等に扱われなければならないとされている」という拡大集中許諾の特徴について記載しております。

次に、22ページに参りまして、「B 各手法のイメージと委員の意見」に関する部分です。22ページの表の中に多少変更を加えておりまして、1つ目が、一番上の「適用可能場の広狭」という項目がありますけれども、このうち「拡大集中許諾」部分について、前回資料では拡大集中許諾は「権利制限ではないと捉えれば、用途に大きな制約はない」と記載していたところでありまして、こちらは表現を改めまして、「権利制限ではないと捉えれば、公益性が必ずしも高くない場合にも適用可能」としております。「ノンメンバーについての実質的な権利制限となると捉えれば、一定の公益性・社会的意義・合理性が必要」というところについては前回から変更はございません。

もう一つの変更は「対価の決定の柔軟性」というところで、例えば「補償金付権利制限」規定ですと3つ目のポツです。同じ表現を「混合型」と「拡大集中許諾」のところにも記載しておりますけれども、その表現を「権利者不明著作物の利用に関しては、適切な対価徴収や出現時の清算等について要検討」と前回から改めております。

以上が、表部分について加えた修正でございます。

次に、23ページ目以降ですけれども、まず4つの種類の並べ方を22ページの表の順番に合わせました。最初に補償金付権利制限規定、次に混合型、次に拡大集中許諾、最後に裁定制度という順番にしております。

また、4つの仮説の図をそれぞれ前回お示ししたものから簡略化しております。

23ページの補償金付権利制限の仮定部分については内容に大きな変更はございませんが、1つ目のポツ、599行目のところで、補償金付権利制限というのは、団体の構成員であるか否かに関わらず、対象となる著作物等について権利が制限されるという、団体の構成員であるか否かに関わらずという内容を追記しております。

それから、25ページに参りまして、2つ目の混合型についてですけれども、混合型の「仮説の概要」の1つ目のポツ、659行目以降ですけれども、こちらに「集中管理団体に管理委託されている権利については現行制度同様に権利処理・使用料の分配が行われる。これに

加え、管理委託していない権利者（ノン・メンバー）に関しては、補償金制度の対象となる。後者は法律に基づく補償金管理団体が処理する」というところで、脚注9を付け加えております。「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化においては、ノンメンバーであっても円滑な許諾が可能となっている者を除外する制度設計がなされている」という内容を加えております。

次に、27ページ、「③ 拡大集中許諾型」に移りまして、724行目以降、「仮説の概要」の2つ目のポツの一番最後の対価還元の部分ですけれども、「ノン・メンバーの中には対価を請求しない者」、例えば不明になっている者なども含まれるところ、例えば包括許諾に対する使用料の一定割合を、請求があった場合に備えて留保しておくことなども考えられるという記述に修正しております。

同じく28ページに参りまして、拡大集中許諾制度に関する「委員の意見概要」の3つ目のポツ、744行目～753行目にかけての委員の御意見ですけれども、同じ趣旨の御意見を前回裁定制度のところに記載していたわけですけれども、拡大集中許諾制度にも関わるといふことで、この部分にも記載をお願いしたいという委員の御意見を踏まえまして、拡大集中許諾部分についてもこの御意見を追記したものでございます。

それから、裁定制度の抜本的な見直しの30ページ、31ページにつきましては大きな内容面の変更はございません。

4つの類型を通じて編集方針も前回から改めました。最初に簡略化した仮説の図を示す、それから、仮説の概要を記載する、次に委員がこの仮説についておっしゃった意見を記載するという編集方針に変更しております。4つの類型を通じてそのような編集方針に変更しております。

31ページですけれども、「C 課題の対応する選択肢にもとめられること」で、これは前回お配りした資料でも同趣旨の記載はあったのですけれども、位置を2ポツの（1）の一番最後の部分に移したものでございます。

また31ページの846行目、「もとめられること」abcdとあるうちのcですけれども、対価決定についてもともと「柔軟な対価決定を行うことが可能である」と表記しておりましたけれども、委員の皆様の御意見等を踏まえ、「市場合理的かつ迅速な対価決定を行うことが可能である」という表現に修正しております。

以上が2ポツの（1）部分についてでして、あと（2）以降につきましては大きな変更点はございませんでして、表現の適正化ですとか記載の位置を多少ずらすような内容が中心となっております。何点か御紹介させていただきます。37ページを御覧になっていただければと思いますけれども、1024行目～1025行目の2行「コンテンツ制作におけるクリエイターの状況等について更に実態を把握・分析の上、クリエイターが適正な利益を得られるよう、必要な対応を検討することが重要である」という一文を追加しております。

また、同じ37ページの「（5）伝送路などの形式面と権利者への影響などの実質面との間でずれが生じている著作権法上の規定の見直し」につきましては、次の38ページを見て

いただきまして、1055行目～1057行目を新たに補っております。「デジタル・ネットの場合と比較して、アナログ・リアルの場合における権利保護が適切になされているかといった観点からの検討も必要になるものと考えられる」という一文を補っております。

以上が前回からの主な修正点・変更点となります。

○中村座長 御丁寧に説明をどうもありがとうございました。この案は今回で3回目の議論となりますので、そろそろ仕上げに入りたいと思いますけれども、今の説明について何か意見・コメント等がありますでしょうか。

皆さん、よろしいでしょうか。

事務局には大変な調整を続けていただきましたけれども、この案自体について皆さんからの特段の発言がないようでしたら、この案で一区切りつけられればと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「結構です」などの声あり)

○中村座長 ありがとうございます。

この案の冒頭にも記載してありますけれども、現時点での課題と検討の方向性をまとめたものであるという性格のために「中間とりまとめ」というタイトルにしてもらっておりますが、これも事務局と文化庁等との調整の中で今日ひとまずこのあたりの落としどころでということだと私は理解しているのですけれども、よろしいでしょうか。

ひょっとすると正誤等の微細な修正等もあるかもしれません。もし何か最終的に気づいたことがあれば、皆さんから事務局にもおっしゃっていただいて、それも踏まえて事務局で直すべきところを直して公表などの段取りを進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、ひとまずこの案はこれとして、ここまでの議論を踏まえて、今後の検討ですとかその他について皆さんからコメントがあれば御発言いただければと思いますけれども、何かございますでしょうか。

こんな感じで閉めてしまってもいいものですか。

林先生。

○林委員 沈黙に弱いので。まず今回事務局に取りまとめに当たって御尽力いただきまして、本当に感謝いたします。ブラックな労働環境になっていたのではないかと、事務局の皆様のお姿を見ると心配で仕方がありません。ありがとうございました。

先ほど37ページの、1024、1025行目に、追加として「コンテンツ制作におけるクリエイターの状況等について更に実態を把握・分析の上、クリエイターが適正な利益を得られるよう、必要な対応を検討することが重要である」という書き込みを頂いているところにつきましては、今回「1. 我が国のコンテンツ産業を取り巻く環境の変化」への危機感を共有した上で「2. デジタル時代に対応した利用円滑化方策と権利者の利益保護の両立」について課題と検討の方向性を整理したわけですが、2. のうちの「権利者の適正な権利保護」、利益配分のところはやはりもうちょっと掘り下げる必要があると思っていますので、

今後検討を進めたいと思っております。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

内山さん、手を挙がっていますか。

○内山委員 内山です。

本当に事務局の皆様、御苦労さまでしたということと、もちろんこれの向き先になってしまった文化庁さんにおいても本当に御苦労さまでした。まだ経過中だと思いますけれども、それは申し上げたいと思います。ただ、アジェンダセティングというか、もともとのセティングの方向性だったのかもしれないけれども、何かにつけ最後のところは文化庁さんでというようなアジェンダの組み方が多過ぎて、それは著作権法を所管する文化庁さんとしては守らなければいけない立ち位置に立たされてという構図で結構デッドロックになっているケースが多いのではないかなとは思っています。今回のケースも結局利活用を促進したいという1つの思いがあって、保護法である著作権法のどこかに風穴と言ったら怒られますけれども、それを求めたいという動きがあったのだと思います。そうなってくればこういうデッドロックに陥るのは当たり前の話で、保護法の著作権法と対抗法、活用促進法になる何かと、それを同じテーブルにのせて議論しないと、いつまでもこういう暗礁に乗り上げる議論を繰り返すような気がしてしょうがないので、素人がこういうことを言って申し訳ないのですが、同じものをテーブルにのせるような努力が多分次のフェーズのところでは必要ではないかなと思った次第でございます。

以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

柳川さん。

○柳川委員 ありがとうございます。せっかくですので一言だけ。本当に事務局の皆様方には大変な調整の御尽力をさせていただいて、皆さんがおっしゃっていることですがけれども、私も大変感謝申し上げます。非常にいい形で中間報告取りまとめができたのではないかなと思っております。

いい形でというのは、この話は相当大的な広がりがある話で、今回のタスクフォースの中では広がりや将来のいろいろな大きな検討課題みたいなことがしっかり浮かび上がってきたことがかなり大きな成果なのではないかなと思っているからです。小さくまとめるよりは、むしろそういう大きな方向性だとか検討の課題だとか、あるいは考えるべきことがしっかり浮かび上がることが現段階ではとても大事なかなと思っております。

その点に関しては、経済学者でございますので、やはり今の日本だけではなくて世界全体のデジタル化の大きな動きの中ではコンテンツ関連のところでのある種の創作といえますか、イノベーションであるとかいうものが、ある意味でコンテンツという狭いものにとどまらず経済全体を動かしていく、あるいは極端に言えばここがないと成長できないくら

い大きな役割を果たすようになっていくことが大きな前提にある気がいたします。やはりその中でどういうふうな形でうまく権利関係を処理していくかがこれから相当求められているという意味では、非常に大きな政府の経済成長戦略の中でこういうことを考えていかなければいけないと感じさせる動きであろうと思います。そのあたりをしっかりと書き込んでいただいたのは非常にありがたかったと思います。

もう一つは、出てきた話なので繰り返しになってしまいますけれども、単に権利を制限するかしないかという話ではなくて、結局どういう形で処理なりプロセスを考えれば、より時間をかけない形で、より取引コストをかけない形で処理できるのかという側面が重要だと思うのです。制限をどこにするかという話だけではなくて、権利をしっかり守った形で、ただしそれを時間をかけないで処理できる方策があればそれが一番いいのだろうという話で、このところの時間を短くすること自体がある種権利制限的だということではあるのだろうと思いますけれども、やはり時間をどれだけかけないか、みんなができるだけ早く納得する形をどこまでつくれるかが1つポイントだと思うのです。

一方で、時間をかけてしまうことが創作を大きく制約してしまうことの私自身の問題意識が強く表れている今の意見なのですけれども、やはりこういうところに焦点が当たったのも私自身は非常にありがたかったですし、この先こういう話をしっかり議論として詰めていくことができれば大きなステップになるのではないかと考えております。どうもありがとうございました。

以上でございます。

○中村座長 ほかによろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。このタスクフォースは昨年9月から9回にわたって皆さんに議論いただいたということでございます。大変幅広くて重たいテーマを皆さんで議論していただきまして、どうもありがとうございました。

私もちょっとコメントだけしておきますと、座長の仕切りが悪いせいで最終回2回も延長することになりまして、ぎりぎりの調整を続けていただいたのですけれども、なおまだ整理を残しているということも聞いております。この状態でひとまずの区切りとすることをお許しいただければと思います。

このレポートはやはりそれだけ重要な問題をはらんだものだと思います。林さんが御指摘になったとおりでして、前半では、取引の適正化あるいはソフトローといった幅広い重要な論点を扱いました。その中で一元的で円滑な権利処理という一点について政府部内の調整がずっと続いていた状況でございますけれども、事務局と文化庁の関係者の皆さんが大変な努力を払ってこの整理を進めてこられました。それは私たち委員が自由に審議をさせてもらったことがもたらした調整でもあって、その点でも謝意を表したいと思います。

世の中のデジタル化が進展することで、著作権を取り巻く環境も様変わりしていて、社会経済に占める重要性もとても高まった、あるべき制度の姿も世界的にも議論が続いていて、これは柳川さんが指摘されたとおり、広がりもはらんでいるのだと思います。そんな

中で我が国の制度の議論も、例えば海賊版対策ですとかダウンロード違法化のときに見られたように、調整にも大変なパワーを要する事態・事例が相次いでいまして、今回もそうでありました。それはまた著作権制度の重要性を物語るものでもあると思いますし、内山さんが指摘されたような別の努力をしなければいけない局面に来ているのかなという気もします。今回中間まとめとしていますけれども、今後政府として具体的な方針を検討していただけることを期待いたしますし、委員の皆さんには大変無理を言ってお付き合いと御尽力をいただきまして、改めて感謝申し上げます。コロナが落ち着いたら飲みに行こうということで、ひとまずこの場を閉めたいと思います。

そんなところで田中局長、よろしいでしょうか。

○田中局長 ありがとうございます。事務局からも御礼を申し上げたいと思います。

座長からのお話にありまして、実質約半年タスクフォースのメンバーの皆様方にはお付き合いをいただきました。この審議はタスクフォースの中での議論だけではなくて、その間にも多数メンバーの皆様方には御意見を頂き、相談に乗っていただき、特に大変メンバーの皆様方に感謝申し上げたいのは、9回ある中でのちょうど真ん中あたりにいろいろな法律的な問題について正当化の理由をどうつけるかということについて様々な角度からの御意見を頂きまして、もしこれがなければこういった分析や多角的な価値観からの整理ができなかったと思います。それがあってここまで深まってきた。

そして1.の環境変化のところにつきましても、メンバーの皆様方からいろいろな角度からの視点を頂戴したことによって、かなり立体的な問題構造を明らかにすることができたと言えます。事務局の能力と知見では全く到達できなかった領域に達したと思っております。これはひとえにタスクフォースのメンバーの皆様方のお力のおかげだと感謝申し上げます。

普通であればこの会議の場でいろいろ意見を頂いてということで御協力いただくところ、それ以外のタスクフォースとタスクフォースの間にもいろいろ御協力を頂きましたこと、ほかには余り見られない御協力を頂いたと思っております。逆にいろいろ御迷惑をかけた部分もあると思いますが、本当に御協力ありがとうございました。

せっかくこういう取りまとめを頂戴いただきましたので、冒頭のほうにも注記してございますけれども、これから政府内でもこの取りまとめを議論の材料として具体的な施策の検討に結びつけるように、私ども事務局としてもこれから引き続き努力していきたいと思っております。

そしてその施策を一つ一つ具体化していく、それから、仮に制度を具体化していったとしても、最終的にはこれに関連しているステークホルダーの皆様方がその制度を利用するためのインフラをどう整備するかとか、それを利用するためのそれぞれの主体の中の改革を行っていただくとかということが不可欠でございまして、そうしませんと制度が宙に浮くことも出てまいります。そういうことも考えますと、分野毎にそれぞれ担当の主管の部署があるのだと思いますし、それをしっかり御理解・御議論いただいて、私どももそれと一



緒に走っていくことにしたいと思いますが、やはりステークホルダーに対していろいろ働きかけてモチベーションを高めていくためには、政府全体のいろいろなリソースを持ち寄って働きかけていくことが不可欠な難度の問題だとも認識しております、そういう意味で先ほども御発言がありましたけれども、特定の部署にしわ寄せして負担を全部負わせるようなことのないように、スクラムを組んで議論できるようにやっていきたいと思います。そういう意味で1. の環境変化は共通認識を関係部署の間で共有するという意味で大変役に立つ道具になっていると思います。フルに活用させていただいて、さらなる前進を遂げるように努力したいと思います。

半年間本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

○中村座長 どうもありがとうございました。

では、これで閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。